

第 4559 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月30日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 国税不服審判所裁決事例公表

Q：国税不服審判所から裁決事例が公表されたようですが、どんなものがあったのですか？

A：22事例が公表されており、主なものには、次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成23年10月から12月分の裁決事例が公表されました。公表されたのは、全部で22事例です。

主なものには次のようなものがありました。

[所得税関係]

- ①相続により取得した土地に係る譲渡所得につき、その土地の値上がり益のうち相続時までの増加額という経済的価値が相続税の課税対象額とされていたとしても、その増加額を含めて所得税の課税対象額とすることは許されるとした事例
- ②年の中で死亡した被相続人に係る納付すべき所得税の額のうち、請求人が承継する納付すべき税額は、遺留分減殺請求により修正された相続分によりあん分して計算した額であるとした事例
- ③既存住宅の取得の日とは、当該住宅の引渡しを受けた日であるとした事例

[相続税関係]

遺産の全部を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言があった場合には、被相続人の死亡の時に直ちに遺産全部について分割の効果が発生し、当該遺産について再度の分割がなされる余地はないから、更正の請求はその前提要件を欠くとした事例

